特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、 特掲診療料の施設基準等

(平成二十年厚生労働省告示第六十三号) の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用す

る。

令和六年八月二十日

厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後

改 正 严

第十五 韻刻

一~HS川 (路)

五の四 医療DX推進体制整備加算の施設基準

- 医療ロX推進体制整備加算ュの施設基準
  - る請求を行っていること。 する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用によ ▼ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関
  - 「ゴラ本制を有していること。 は、健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を
  - <u>こと。</u> 情報等を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有している 内、保険薬剤師が、電子資格確認を利用して取得した診療
  - 割を有していること。<!! 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体
  - を有していること。 ホ 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制
  - <u>有していること。</u> | 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を

  - 示していること。 を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤 「医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い調剤を
  - 掲載していること。 リ 子の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに
  - 東管理に深る相談に応じる体制を有していること。 ヌ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健

第十五 贈剤

一~Hの川 (路)

五の四 医療ロ叉推進体制整備加算の施設基準

- <u> 求を行っていること。</u> る命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請り 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関す
- う体制を有していること。

  ③ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行
- 報を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有していること。 。 保険薬剤師が、電子資格確認を利用して取得した診療情

- していること。 ⑥ 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有
- る実績を一定程度有していること。 関康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係

- ② 医療DX推進体制整備加算2の施設基準
  - <u> 単を満たすものであること。</u> <u> ①のイからへまで及びチからヌまでに掲げる施設基</u>
  - | 係る必要な実績を有していること。 | 回 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に
- ③ 医療DX推進体制整備加算3の施設基準
  - <u>あること。</u> (川のイからへまでに掲げる施設基準を満たすもので
  - | 係る実績を有していること。 | 回|| 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に

HのH~十一の1 (器)

るもの十一の三 調剤後薬剤管理指導料に規定する厚生労働大臣が定め

(坐)

十一6日~十日 (器)

| ~三 (略) 第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等

等の費用四 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬

(密)

された場合に限る。)の費用 抗悪性腫瘍剤(悪性新生物に罹患している患者に対して投与

(密)

玉~八 (略)

第十七 経過措置

一~< (と)

」と、第四の一の三の三の(3)(第四の一の六の二の④、第四して、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除、及び第三の九の①のハ中「ロの掲示事項について、原則とれ、令和七年五月三十一日までの間に限り、第三の四の四の①の

五の五~十一の二 (路)

るもの十一の三 調剤後薬剤指導管理料に規定する厚生労働大臣が定め

(密)

十一〇〇一十日 (路)

第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等

| ~|1| (盤)

等の費用四 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬

(盤)

された場合に限る。)の費用抗悪性腫瘍剤(悪性新生物に罹患している患者に対して投与

(密)

五~八 (略)

第十七 経過措置

」~< (と)

削除」と、第四の一の三の三山、第四の一の六の二の山、第則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「川の八及び第三の九の川のハ中「ロの掲示事項について、原九 令和七年五月三十一日までの間に限り、第三の四の四の

十 (2)

患処方管理加算に規定する疾患別表第一 特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方箋料の特定疾

(密)

別表第九の二 検体検査実施料に規定する検体検査

| ~ | ( 盤 )

のもの大 医科点数表区分番号口007に掲げる血液化学検査のうち次

(盤)

マーグルタミルトランスフェラーゼ (ァーロー)

(盤)

カ~十 (器)

十 (智)

別表第九の二 検体検査実施料に規定する検体検査

一~円 (路)

のもの大 医科点数表区分番号D007に掲げる血液化学検査のうち次

(盤)

 $(+0.0-2) \frac{1}{\sqrt{-4}} \sqrt{1+4} \sqrt{1+4}$ 

(盤)

カ~十 (器)